

【論文】

# 将軍代替り儀礼の社会的意義 —第13代将軍徳川家定の代替り儀礼を事例として—

岩橋清美\*

## 目次

はじめに

### 1 代替り儀礼の過程

- (1) 家慶薨去後の動向
- (2) 御代替り御礼
- (3) 将軍宣下

### 2 御代替り御礼における諸手続き

- (1) 大奥の動向
- (2) 献上品・装束の伺い
- (3) 御目見の可否

### 3 民衆の動向

- (1) 扇子献上
- (2) 御能拝見
- (3) 恩赦

おわりに

キーワード 徳川家慶 徳川家定 代替り御礼 将軍宣下 儀礼

## はじめに

本稿は将軍の代替り儀礼を取り上げ、その社会的意義を考えるものである。分析対象は江戸幕府第12代将軍徳川家慶の薨去後、家定が第13代将軍に就任するに至る一連の儀礼である。将軍の代替り儀礼は江戸城内において、将軍・勅使・諸大名を中心に行なわれたが、代替りの過程では罪人の恩赦や「町入能」に代表されるように民衆に対しても様々な形で代替りがアピールされた。本稿はこうした民衆の動向をも含めて代替り儀礼の考察を試みるものである。

\*当館専門研究員

近年の日本近世史における儀礼研究は、武家儀礼の分野では個別研究が進みつつあると言える。二木謙一氏は正月参賀儀礼・八朔儀礼を取り上げ、儀礼内容を明らかにするとともに室町幕府との関係性を追求した。その中で、正月参賀儀礼・八朔儀礼は元和期から寛永期にかけて諸制度の拡充とともに整備され、江戸幕府型の儀礼として定着するとともに、前代の儀礼を引き継ぐことによって幕府の正統性も保証されるに至ったことを実証した<sup>1)</sup>。大友一雄氏は秋田藩を事例に藩主と将軍との「はじめての御目見」に着目し、人生儀礼・歳時儀礼が近世身分制社会に果たした役割の重要性を論じている<sup>2)</sup>。

領主と民衆との関係性の解明に主眼を置いた研究としては大友氏・井上攻氏の成果があり、献上儀礼とそれにともなう由緒の形成、諸役免除闘争がその成果の一例である<sup>3)</sup>。

本稿が扱う将軍の代替り儀礼に関する研究としては吉田昌彦氏による将軍宣下儀礼の研究がある。そこでは、徳川家茂に対する将軍宣下を事例に、天皇からの「進物」について将軍は「頂戴」という「臣礼」をとりながらも勅使に対する敬意に欠ける点があり、将軍の臣属儀礼の「尊大化」であることが指摘された<sup>4)</sup>。さらに氏は、江戸幕府が、軍事力を基幹とする個別封建領主が公儀権力を「家職」化するという原理と天皇を主君とし将軍・大名を臣下とする「王覇論」的秩序によって支えられている見解を示している。氏の研究を踏まえると、将軍の代替りとは、主従制的支配の表象である御代替り御礼と統治権的支配の表象である将軍宣下儀礼から成ると言えよう。

渡辺浩氏は、無数の儀礼と象徴に支えられた将軍は「御威光」の究極の根源であったと述べている。氏は武威による将軍権力は儀礼によって正統化されていたが、儀礼が繰り返されることでおきた形骸化（＝「御威光」の保持）は逆に将軍権力を窮地に陥れたとの見方を示した<sup>5)</sup>。

以上のような研究史を踏まえて本論では二つの点を指摘したい。第一には主従制的支配と統治権的支配の儀礼的統一である。将軍と大名との間で行われる御代替り御礼が主従制的支配を、勅使を迎えて行われる将軍宣下が統治権的支配を表象しており、両者を統一しているのが将軍の「自然的身体」の同一性であることを検討する。第二に近世的儀礼構造の身分的空間的位相の混乱を指摘したい。この点については代替りにともなう恩赦や御能拝見を通して、町人・百姓といった代替り儀礼の周縁的存在の意義を考察する。

なお、本稿では将軍の代替り儀礼は前将軍の葬儀・御代替り御礼・将軍宣下儀礼から構成されると規定する。また、本稿で用いている将軍の「自然的身体」とは将軍の身体自身のことであり、「政治的身体」とは将軍の「自然的身体」が創り出す将軍のイメージおよび将軍権威のことをさす<sup>6)</sup>。

## 1 代替り儀礼の過程

将軍の代替り儀礼は前将軍の葬儀・御代替り御礼・将軍宣下儀礼からなるが、紙幅の関係か

ら將軍の葬送儀礼の詳細な分析は別稿に譲り、ここでは、徳川家慶の薨去後、家慶の四男家定の將軍宣下が行なわれるまでの過程を概観することにする。嘉永6年(1853)はアメリカ東インド艦隊司令長官ペリーの来航によって混乱した国論の統一に幕府が腐心していた時期であり、代替り儀礼は混乱の中で執り行われた。

### (1) 家慶薨去後の動向

江戸幕府が家慶の薨去を報じたのは7月22日であった。<sup>7)</sup>同日、「御出棺御葬送御遺物御宝塔御普請御法事惣奉行」に老中牧野忠雅、「御出棺御葬送御遺物御用」に若年寄本庄道貫、「御代替御本丸西丸御殿向御取締」に老中阿部正弘、「両御丸御人勤方御取調御用」に若年寄遠藤胤統が任じられ、家慶の葬送と家定の代替り儀礼の準備が開始された。<sup>8)</sup>また、同日には鳴物停止令が発せられている。<sup>9)</sup>鳴物停止については、將軍の死去によって引き起こされる政治的危機に対し、天下に静謐をもたらす意味を持つことが指摘されている。<sup>10)</sup>しかし、この時、幕府は海岸警備のみは鳴物停止の対象外とし、普請を続けることを許可している。<sup>11)</sup>異国船の来航は、將軍の御威光の根源である儀礼形態にまで変容をもたらしたのである。

23日、幕府は、家慶の御霊屋は家齊の御霊屋との「御相殿」とすることを定め、御宝塔のみを新たに建立することを確認した。これは幕府の財政状況を鑑みた措置であると推測される。<sup>12)</sup>

翌24日の惣出仕では、出棺・葬儀の手順、25日には葬送当日の服装規定が示された。<sup>13)</sup>なお、葬送が8月4日であるため、例年8月朔日に行なわれる八朔儀礼は取り止めになった。<sup>14)</sup>八朔儀礼とは、徳川家康の関東入国を祝うもので、幕府の重要な年中行事の一つである。<sup>15)</sup>

葬送前日には諸大名から江戸城へ香典が献上されている。香典は白銀で、その枚数は格式により差異があり、60万石以上の大名の場合は30枚、25万石より59万石迄は20枚、15万石より24万9000石迄は10枚、10万石より14万9000石迄は5枚、5万石より9万9000石迄は3枚、1万石より4万9000石までは2枚、30万石以上の嫡子・隠居は3枚、10万石以上の嫡子・隠居は2枚、1万石以下の場合は1枚と定められていた。<sup>16)</sup>

將軍の薨去により、諸大名・幕臣の「月代剃」は禁止されていたが、御目見以上の者に対しては葬送当日から、御目見以下の者は8日より「月代剃」が許された。これにともない、御小姓達は葬送当日の8月4日に落髪した。<sup>17)</sup>「月代剃」の禁止は喪に服す意味を示し、將軍の「自然的身体」の消滅を体現する行為であると推測される。

家慶の葬儀は増上寺で行なわれ、諸大名によって増上寺の「御固」がなされた。<sup>18)</sup>9月12日には御遺物の頒領が行なわれた。<sup>19)</sup>遺物拝領の状況は表1に示した通りである。拝領者は日光門跡・御三家・御三卿・徳川家一門をはじめ金沢藩主前田慶寧等外様大名および老中・若年寄に至る。拝領した遺物の内容の差異はそれぞれの格式と親疎関係に基づくものと思われる。御刀・御脇差の拝領についてはすべて代金で行なわれている点に儀礼の形骸化が看取できる。

表 1 遺物拝領の状況

拝領者名	拝領物	備考
日光門跡	御絵鑑・御小簞笥	
徳川慶頼	御刀備前国近景（代金70枚）・御脇差備前国真吉（代金30枚）	田安家当主
徳川慶喜	御刀延寿国時（代金70枚）・御脇差備前祐光（代金20枚）	一橋家当主
徳川慶篤	御脇差備前国康光（代金50枚）	常陸国水戸藩主
徳川慶恕	御脇差来国俊（代金70枚）	尾張国名古屋藩主
徳川慶福	御脇差相模国康光（代金70枚）	紀伊国和歌山藩主
徳川斉昭	御脇差肥前国貞弘（代金30枚）	前水戸藩主
前田斉泰	御脇差但馬国国光（代金30枚）	加賀国金沢藩主
松平斉民	御脇差美濃国兼定（代金20枚）	美作国津山藩主
松平慶永	御脇差備前国兼光（代金20枚）	越前国福井藩主
前田慶寧	御脇差伯耆国慶光（代金20枚）	前田斉泰嫡子
蜂須賀斉裕	御脇差美濃国冬廣（代金15枚）	阿波国徳島藩主
松平頼胤	御脇差美濃国兼定（代金20枚）	讃岐国高松藩主
浅野斉肅	御脇差備前国春光（代金20枚）	安芸国広島藩
松平廣倫	御脇差越後国儀助（代金10枚）	松平斉民の世子
浅野廣熾	御脇差美濃国春定（代金10枚）	浅野斉肅の世子
有馬慶頼	御脇差紀伊国廣光（代金20枚）	筑後国久留米藩主
松平慶憲	御脇差越中国貞次（代金20枚）	播磨国明石藩主
島津斉興	御脇差美濃国兼定（代金15枚）	薩摩国鹿兒島藩主島津斉彬父
鍋島直大	御脇差越中国国吉（代金10枚）	肥前国佐賀藩主
阿部正弘	御置物・御卓	備後国福山藩主、老中
牧野忠雅	御置物・御卓	越後国長岡藩主、老中
松平乗全	御置物・御卓	三河国西尾藩主、老中
松平忠優	御置物・御卓	信濃国上田藩主、老中
久世広周	御置物・御卓	下総国関宿藩主、老中
内藤信親	御置物・御卓	越後国村上藩主、老中
本多忠徳	御置物・御卓	陸奥国泉藩主、若年寄
松平忠恵	御置物・御卓	上野国小幡藩主、若年寄
遠藤胤統	御置物・御卓	近江国三上藩主、若年寄
本庄道貫	御置物・御卓	美濃国高富藩主、若年寄
森川俊民	御置物・御卓	下総国生實藩主、若年寄
鳥居忠挙	御置物・御卓	下野国壬生藩主、若年寄
酒井忠毘	御置物・御卓	若狭国敦賀藩主、若年寄

典拠：「柳営日記」（独）国立公文書館内閣文庫蔵）嘉永6年（1853）9月12日条

## （2）御代替り御礼

家慶の葬送を終えると、幕府は家定の御代替り御礼の準備を本格的に開始している。この間には、後述のように諸大名から当日の献上物や装束に関する伺書が老中に提出されており、こうした伺いに対処しながら細部に至るまで儀礼の準備が整えられていくのである。

御代替り御礼は9月18日・19日・21日の3日間にわたって行なわれた。御目見の状況は表2に示した通りである。18日は辰ノ下刻に始まり、將軍はまず白書院において、水戸藩主徳川慶篤をはじめ、福井藩主松平慶永等徳川家一門・老中等の謁見を受ける。白書院で謁見する者はすべて従四位以上で、一人一人が御太刀目録を献上し祝儀を申し上げる独礼の形がとられた。

将軍代替り儀礼の社会的意義  
—第13代将軍徳川家定の代替り儀礼を事例として—

表2 御代替御礼における御目見の状況

月 日	場 所	拝 謁 者
9月18日	白書院 (独礼)	徳川慶篤(常陸国水戸藩主)、松平齐民(美作国津山藩主)、松平慶永(越前国福井藩主)、池田慶徳(因幡国鳥取藩)、徳川慶恕(尾張国名古屋藩主、在国により名代)、徳川慶福(紀伊国和歌山藩主、幼少により名代)  蜂須賀齐裕(阿波国徳島藩主)、松平頼胤(讃岐国高松藩主)、松平慶倫(松平齐民世子)、松平頼学(伊予国西條藩主)、久松勝善(伊予国松山藩主)、井伊直弼(近江国彦根藩主)、松平義比(美濃国高須藩主)、松平容保(陸奥国会津藩主)、松平頼誠(陸奥国守山藩主)、松平頼繩(常陸国府中藩主)、堀田正篤(下総国佐倉藩主)、松平忠国(武蔵国忍藩主)、松平慶憲(播磨国明石藩主)、阿部正弘(備後国福山藩主、老中)、牧野忠雅(越後国長岡藩主老中)、和泉乗全(三河国西尾藩主、老中)、松平忠優(信濃国上田藩主、老中)、久世広周(下総国関宿藩、老中)、内藤信親(越後国村上藩主、老中)、青山忠良(丹波国篠山藩主)、酒井忠発(出羽国庄内藩主)、小笠原忠徴(豊前国小倉藩主)、松平頼升(陸奥国守山藩主松平頼誠世子)、松平利義(加賀国大聖寺藩主)、榊原政恆(越後国高田藩主)、堀田正衡(下野国佐野藩主)、大久保忠愨(相模国小田原藩主)
	大広間 (惣礼)	譜代大名、交代寄合、高家、留守居、大番頭、諸大夫、法印・法眼の医師、奥医師、狩野董川、布衣以上の者、寄合、御番衆、諸役人、西丸役人
	9月19日	白書院
9月19日	大広間 (独礼)	前田慶寧(前田齐泰世子)、伊達慶邦(陸奥国仙台藩主)、浅野齐肃(安芸国広島藩主)、細川齐護(肥後国熊本藩主)、毛利慶親(長門国萩藩主)、丹羽長富(陸奥国二本松藩主)、浅野慶熾(浅野齐肃世子)
		伊達宗城(伊予国宇和島藩主)、立花鑑寛(筑後国柳河藩主)、丹羽長国(丹羽長富世子)
9月21日	桜之間	万石以上の無官者
	大廊下	万石以下の無官者、榊原政恆(越後国高田藩主)家臣、奥平昌服(豊前国中津藩主)家臣、井伊直経(越後国与板藩主)家臣
	白書院次之間 敷居際	千人頭、金座、銀座、朱座、町年寄

典拠：「柳営日記」((独) 国立公文書館内閣文庫蔵) 嘉永6年(1853) 9月18・19・21日条

その後、老中の先導によって、将軍は大広間に移り、高家、留守居、大番頭、諸大夫、法印・法眼の医師、奥医師、御用絵師等の拝謁を受けるが、これは惣礼の形がとられた。

翌19日の御代替り御礼は巳ノ上刻より始まり、前日と同様に、将軍はまず白書院に出御した。そこでは、前水戸藩主徳川齐昭・矢田藩主吉井信発の名代と御目見を行っている。続いて大広間に移動し、諸大名の拝謁を受けているが、この日の拝謁者は従四位以上の外様大名であった。

21日の代替り御礼では、巳ノ上刻に将軍が桜之間に出御し、まず「万石以上無官之面々」と謁見し、その後、大廊下で「万石以下の無官之面々」との御目見を行なった。老中によって白書院の御次之間の襖を開かれると、将軍はその敷居の際に立ち、千人頭、金座、銀座、朱座、

町年寄等の拝礼を受けた。21日に行なわれた御代替り御礼は全て惣礼である。なお、日光門跡をはじめ、寺社の御代替り御礼は同月28日に行なわれた。

御代替り御礼は、後に行なわれる將軍宣下と比較すると儀礼の中心が將軍と諸大名との関係の構築にある。將軍が武威を根幹とする統治システムに即して知行宛行権を行使することを象徴する儀式であると言える。

### (3) 將軍宣下

一連の將軍代替り儀礼は將軍宣下をもって一応の終了を見ることになる。家定の將軍宣下は11月23日に行なわれた<sup>21)</sup>。家定は束帯姿で、老中・高家の先導により白書院に出御し、水戸藩主徳川慶篤・加賀藩主前田齊泰および徳川家一門の拝謁を受けた。將軍宣下の位記伝達は、勅使を迎え大広間で始められた。將軍宣下の位記伝達は「征夷大將軍 淳和奨学両院別当 源氏長者 宣旨」の伝宣と「内大臣 右近衛大将 牛車 宣旨」の伝達からなり、それぞれ官務と大外記から伝達される。伝達に際し、位記は「御縁」において、大外記が高家に手渡しており、直接將軍の「御前」にはもたらされていない。位記伝達を終えると、天皇からの進物（太刀目録）が將軍の「御前」に備えられる。進物は、將軍が拝受したあと、高家が受け取り床の間に納められた。続いて宮門跡・摂家方等からの進物の披露がなされた。

天皇・宮門跡・摂家方等からの進物の披露が終わると、將軍は大広間上段に移り、四位以上の大名の賀儀を受けた。その後、吉田侍従の使者をはじめ、九條家・一條家の医師・家来、宮門跡・摂家方の使者、告使・副使・両伝奏の家来、楽人、冠師等の拝謁と献上物の披露がなされた。

老中の先導により白書院に戻った將軍は水戸藩主徳川慶篤・金沢藩主前田齊泰はじめ徳川家一門の拝謁を受け、その後、黒書院で田安慶頼、一橋慶喜からの祝儀を受けた。白書院は玄関に近く公的な行事に用いられ、黒書院は日常的な行事に用いられることが指摘されているが、この点から考えると、黒書院での田安慶頼等との会見は儀式全体においては、より私的ではあると同時に御三卿と御三家・徳川家一門との微妙な親疎関係を体現している<sup>22)</sup>。

25日には勅使らへの饗応として能楽の興行と賀宴が行なわれた。この日の能見物は、町毎に人数が定められていたが、町人にも許可され、將軍・勅使・諸大名と町人（家持層）がともに將軍宣下を祝う空間が創り出された。

將軍宣下における一連の儀式については、吉田氏による研究成果があり、將軍が勅使から進物を受ける場面に端的に現われるように、天皇に対する臣礼の形式を取りながらも將軍の臣属儀礼の「尊大化」が見られることが指摘されている<sup>23)</sup>。

以上が代替り儀礼の概要である。御代替り御礼は主従制的支配の原理を、將軍宣下は統治権的支配の原理を象徴する儀礼として展開した。御代替り御礼は御三卿・御三家・徳川家一門・諸大名から江戸の町役人層までを対象として行なわれ、將軍宣下もまた將軍と勅使を中心とし

ながらも、儀礼は町人までも含みこんで行なわれており、この点は注目すべきであろう。儀礼は江戸城において、将軍・天皇・諸大名を中心に進められながらも、江戸城から周辺へ、言い換えれば将軍の「自然的身体」から「政治的身体」へと展開していたのである。

## 2 御代替り御礼における諸手続き

先述のように、御代替り御礼は諸大名と新将軍との新たな関係を構築する儀礼であった。このため、儀礼に出席する諸大名は細部にわたって伺書を提出し、確認を行なった上で儀礼に臨んだ。また、大奥女中に代表されるように将軍の身体性に大きく依拠する者にとっては、その進退に対する伺書が必要とされた。御代替り御礼に際して、老中へ提出された伺書の一部を取り上げ、代替り儀礼における将軍の身体性について、さらに考察を進めていきたい。

ここで使用する史料は（独）国立公文書館内閣文庫所蔵「御代替諸御用留」である。この史料は二冊からなり、御代替り御礼に際して出された触書、諸大名からの願書・伺書等がまとめられている。

### （1）大奥の動向

将軍の代替りという事態は、将軍の日常生活に関わる大奥の者達にとっては、その進退を左右する重大な事態であった。嘉永6年（1853）9月10日、老中阿部正弘から中臈はなに対して以下の書付が出されている。

[史料1]<sup>24)</sup>

御客応答と壹格上座

御中臈

は な

慎徳院様御在世中出精相勤候=付、上臈年寄上座=被 仰付、御充行上臈年寄並=増被下、別段手当として年々金三百両宛被下、且又剃髪相願候得共、其儀=不及摘髪被 仰付候

右は中臈はなの伺書に対して老中が出した書付である。中臈とは将軍・御台所の身の世話を勤める者で、はなの場合、中臈でありながら御客応答より一格上座という格式にあった。<sup>25)</sup> 御客応答とは御三家・御三卿・諸大名などの女使の接待役で中臈の隠居役でもあったと言われている。<sup>26)</sup> 家慶の薨去により、はなは、老中に剃髪の伺いを出していたが、老中からは剃髪には及ばずとして「摘髪」（茶筌髪）が命じられた。また、家慶在世中の出精が認められ、上臈年寄並に加増されている。これにより、はなは年300両が下付される上に、御切米500石、御合力金60石、御扶持方10人扶持、薪20束、灰15俵、湯之木（5月より8月迄12束、9月より4月迄15束）、油、五菜銀200匁1分が毎年支給されることになったのである。<sup>27)</sup>

「御代替諸御用留」には、年寄梅園・小上臈やちの処遇に関する記述も見られる。梅園・やちは共にこれまでの出精が認められ、御切米、御合力金の支給と生涯、拝領屋敷に居住するこ

とが許可された。

将軍の死という「自然的身体」の消滅は、「御役御免」等の処遇にみられるように、将軍の日常生活に関わる者達には大きな影響を与えた。代替りにともなう大奥女中の処遇について、「御代替諸御用留」から知る得ることができる事例は僅かではあるが、将軍の「自然的身体」の影響を直接受ける事例として非常に興味深い。

(2) 献上品・装束の伺い

将軍の代替りにあたり、諸大名はまず誓詞を提出した。誓詞提出には煩雑な手続きをともなったが、これはすべて先例に従って進められている。すでに形骸化した儀礼とはいえ、将軍への忠節を示すという諸大名側からの自発的な行為として行なわれる点に主従制的支配の象徴としての意義が存在する。御代替り御礼にともなう献上品・当日の装束・御目見に関する詳細な伺書は数多く、こうした伺書の処理は老中の公用人と各藩の江戸藩邸の家老・留守居役との間で行なわれていた。以下では、こうした一例を紹介してみたい。

[史料<sup>28)</sup>2]

(朱書)

「御代替之御祝儀

九月十一日

母より献上物之儀伺

松平陸奥守」

今度

御代替之御祝儀

上様江私母所より以女使献上為致仕度奉存候、御祝儀献上

仕候ハ、如何様差上可申哉、此度共相伺申候、前々

御代替之節、別紙之通献上仕候間、右例書<sup>茂</sup>差添相伺申候、宜被成御差図可被

下候

九月

松平陸奥守

これは、仙台藩主伊達慶邦が提出した母恒子の献上品についての伺書である。史料中の例書とは、天明6年(1786)に家斉が将軍に就任した時の献上物の書き上げを指す。これによると、黄金一枚・一種一荷を献上した。なお、仙台藩では藩主の母だけではなく、祖母からの献上品についても同様に伺書を提出した。老中は公用人を通じて、翌12日、江戸藩邸の留守居役に「黄金一枚・一種一荷可為献上候」との申し渡しを行なった。仙台藩では、将軍の代替りに際して、藩主の母・祖母の祝儀の献上は習慣化しており、さらに、その習慣を確認することも習慣化していたのである。御代替り御礼は、将軍の死と再生にともない、将軍との関係を再構築するために行なわれたのであるが、その儀礼自体もすでに形骸化されていることが看取できる。次に装束の問い合わせの事例を紹介する。

將軍代替り儀礼の社会的意義  
—第13代將軍徳川家定の代替り儀礼を事例として—

[史料3]<sup>29)</sup>

(朱書)

「九月十三日  
装束足袋伺丹羽越前守  
私儀、足冷候得者積氣相障難儀仕候、依之来十九日登 城之節、装束下足袋相用申度奉  
願上候、以上  
九月十三日丹羽越前守

右は陸奥国二本松藩主丹羽長富が提出した伺書で、体調不良を理由に、御代替り御礼の際の足袋の着用を願い出ている。この伺書は同日のうちに対処され、「足袋用可被申候」との許可が出された。宝永期までは、足袋は一般に防寒用とされ、11月から翌年2月までの履物とされていたが、享保期に至り夏期にも足袋が用いられるようになった。殿中における足袋の着用については、一般に、病身を理由に夏期に着用する際には許可を必要としていた<sup>30)</sup>。丹羽長富の伺書はこの規定に従ったものである。しかし、殿中における足袋の使用には混乱が生じていたらしく、寛政2年(1790)、江戸城御坊主の足袋の着用が「風俗不宜」として取締りの対象になっている<sup>31)</sup>。つまり、殿中では足袋の着用も身分表象として重要な問題であったのである。

先述の献上物の事例と同様に、儀礼は細部にわたり先例によって取り決められており、当日の装束もその細部までもが公的な行為として儀礼の中に位置付けられていたのである。

(3) 御目見の可否

御代替り御礼において、もっとも重要な儀礼は諸大名と將軍との御目見である。つまり、御目見という將軍の「自然的身体」を通してこそ新將軍と諸大名との関係の再構築がなされるのである。

[史料4]<sup>32)</sup>

(朱書)

「家督御礼未申上候得共九月十日  
御代替御礼之節献上物伺松平濟三郎  
私儀家督被下置未右之御礼不申上候処、今般御代替御礼之節、献上物如何可仕候哉、  
此段奉伺候、以上  
九月三日松平濟三郎

[史料4]は出雲国松江藩主松平定安から出された献上物についての伺書である。定安は津山藩主松平齊孝の子として生まれ、嘉永5年(1852)、松江藩主松平齊貴の養子となり、翌年襲封した。しかし、御代替り御礼が行なわれた時点では、まだ將軍との御目見をはたしていなかつ

た。このため、御代替り御礼への出席と献上品の上納が問題になったのである。幕府は、定安に対して「献上ニ不及候」との回答をしている。大友氏の指摘によれば、諸大名は家督を相続し將軍との御目見を果たすことによって幕府に対する御奉公が成立するとされる<sup>33)</sup>。常陸国下館藩主石川惣管の場合、家督を相続し、將軍との御目見は御代替り御礼の半年前であったが、御目見を果たしていたことから、御代替り御礼への参列と献上品の上納が許可されている<sup>34)</sup>。つまり、將軍の御代替り御礼に参列するためには、それ以前に御目見を果たしておくことが必要だったのである。なお、家督を譲り隠居している場合、御祝儀の献上のみ許可される事例も見られる<sup>35)</sup>。

御代替り御礼自体は、献上品や装束に関する細かい伺書の提出に見られるように先例によって形骸化されたものであった。しかし、儀礼の中心はあくまでも御目見という將軍の「自然的身体」との接触にあった点は興味深い。形骸化した儀礼を儀礼として成立させていたのは將軍の「自然的身体」であった。それ故に諸大名にとって將軍との御目見は重要であり、御代替り御礼の中心になり得たのである。これは將軍宣下においても同様で、將軍と勅使・諸大名との謁見は儀式のポイントになっている。主従制的支配と統治権的支配の両者を統一は、將軍の「自然的身体」によってなされると言えよう。

御代替り御礼は江戸城内で將軍を中心として行なわれ、その権威は「政治的身体」として周縁に向けて及ぶ。「政治的身体」が周縁へ拡大していく構造をここでは、身分的空間的位相と呼ぶことにしたい。幕末期においては、儀礼の周縁に身分的空間的位相の混乱が見られるのであるが、この点について、代替り儀礼における町人・百姓の動向から考えてみたい。

### 3 民衆の動向

ここでは、江戸町人の扇子献上、御能拝見、恩赦を通して、將軍の代替りの状況について述べていくことにする。

#### (1) 扇子献上

嘉永6年(1853)7月22日、徳川家慶の薨去にともない、鳴物停止と右大将(家定)を「上様」と称する町触が出された<sup>36)</sup>。その後、8月24日には、家慶の諡号を「愼徳院様」とする旨が江戸町中に触れられた<sup>37)</sup>。家慶の葬儀後、9月に入ると御代替り御礼・將軍宣下に関する具体的な法令が多く見られるようになる。以下の史料はその一例である。

[史料5]<sup>38)</sup>

御代替御礼、来ル廿一日ニ候

右御礼ニ上り候名主角屋敷之もの共、献上物之品、此間館役所江書付差出候通相心得、御扇子箱台江下ケ札

一御扇子 三本入

何町 名主 誰

将軍代替り儀礼の社会的意義  
—第13代将軍徳川家定の代替り儀礼を事例として—

一御扇子 三本入

何町 角屋敷 誰

右之通銘々紙札を付可申候、紙之類熨斗包之水引とも金銀之箔は不及申、錫真鍮之泊  
付候水引用ひ申間敷候、若俄ニ差合等有之雖罷出者共、来ル廿日迄其断書付を以館役所  
江可申出候

九月十日

町年寄役所

[史料5]は9月10日、町年寄役所から町々へ出されたものである。これによれば、御代替り御礼の御祝儀として、町名主と「角屋敷之者」は、それぞれ御扇子三本を献上することが命じられた。町名主・角屋敷之者の登城は将軍の代替りだけではなく、例年の年頭御礼にも見られる。なお、史料中の角屋敷之者とは草創名主で家持の者を指す<sup>39)</sup>。扇子献上にあたっては名前を記した紙札を付けることになっていたが、金銀の箔などによる華やかな包装は不必要とされた。

町人の扇子献上は御代替り御礼の3日目にあたる9月21日に行なわれている。町名主・角屋敷之者は月代を剃り、麻上下着用の上、朝六ツ時に「大手大腰懸」に詰めた。将軍への献上物は本丸へ持参し御納戸衆に渡された<sup>40)</sup>。

御代替り御礼が行なわれている3日の間は、町々に対して①表の間数に応じて手桶に水を入れて並べること、②火の元の取締り、③喧嘩口論の禁止が命じられ、静謐な空間が保たれたのである<sup>41)</sup>。

## (2) 御能拝見

先述のように、11月23日には勅使を迎えて将軍宣下が執り行われた。将軍宣下に先立ち、11月20日には、町々において①自身番屋における取締りの強化、②火の元の取締り、③明地・「用心悪敷場所」の板囲い、④夜四ツ時以降の木戸のメ切り⑤路地の終日メ切りを行なうことの申し合わせがなされた<sup>42)</sup>。①・②は御代替り御礼の際にも命じられていることだが、③・④・⑤が付け加えられているのは、勅使を迎えることが意識されているためであろう。将軍宣下当日、町々には家祥が家定と改名したこと、以後家定を「公方様」と称することが命じられた<sup>43)</sup>。

将軍宣下後行なわれる勅使の饗応では、町入能という形をとって江戸の町人にも御能拝見が許可された。御能拝見の夜は下乗橋・大手御門外・内桜田御門外で篝火が焚くことが命じられている<sup>44)</sup>。研究史によれば、町入能は将軍宣下をはじめ、官位昇進、将軍継嗣の誕生・元服・婚礼といった将軍家の慶事および日光参拝・万部経会等の大法事の時に行なわれた。拝見できる町人の数は町ごとに定められていたが、人数の設定には「家持役としての国役が形式化」したものであるという見解が示されている<sup>45)</sup>。拝見者は約5000人ほどで、朝・昼の二部に分けられていたとされる。この御能拝見の様子については以下のような記述がある。

[史料6]<sup>46)</sup>

御大札初度之御能町入拜見被仰付、市ヶ谷者朝番として正八ツ時方出立、六ツ時此詰込候よし、本船町ハ昼番之式番ニ而朝五ツ時方自身番江詰、夫方和田倉御門内会津肥後守様御長屋向土手前ニ二番組者相詰、壱番者桔梗外辻番前ニ詰、三番方五番迄和田倉外ニ相詰、壱丁限ニ色々の幟を建、弁当を遣ひ、その行粧珍らしく、夕七ツ時ニ至り漸朝番之もの大手方出払ひ、間もなく桔梗御門江日の丸の扇上ルを合図ニ面々高股立ニ而肩衣江たすきを掛、我先ヲ争ひ、桔梗与大手与落合所ニ而傘壱本ツ、手ニ取、ふりかたけて駆込、四ツ目の御門方御玄関を左りへ、中赤門御玄関を左りニ、竹やらひをかけ込、大広間前御石の間江詰合有さま、左ながら戦場も斯やと押計られ、御歴々之衆といえとも道を開ひて通し給ふ事也、漸詰込相済、御殿方御能舞台の廻り御燭台之附間暫手間取、夫方御大名・御役人様方御座鋪御入側御縁側迄御列座□□□□御簾三之間翠簾□□内御□□あり、御〔 〕半比ニ□ 二条左府公・近衛内府公を□しめ堂上方〔 〕御狂言壱番・老松壱番として御能相済、御座之間〔 〕公家・武家一同御暇相済、御退出之間、町人共者御石之間ニ押合て出ル事能わす、御能中より是迄之間、無作法言語道断なりと雖共、御吉例之故かや更ニ御咎めもなく、唯御小人衆・御□番衆など軽率の御声のミ、夜五ツ時比ニ至り漸御矢来開き、大勢一同潮のわくか如く退出なり、朝番ハ能役者共時服・青さし頂戴、町人共江被下置候御神酒・御菓子頂戴いたし候得共、昼番ハ夜ニ入拜見、御菓子ハ明日御番所ニおみて御渡しニ相成候趣ニ而直ニ下城、大手の御門前町ニ迎ひ之高灯燈星の如く、誠ニ目覚し、本船町杯ハ呉服橋外鹿嶋といふ茶屋ニ而上下を分ケ、九ツ時漸帰宅

右の史料は武蔵国多摩郡柴崎村（現立川市）名主鈴木平九郎による「公私日記」（以下「日記」を略す。）の一部分である。引用部分は天保8年（1837）9月4日の記述で徳川家慶の將軍宣下のときのものであるため、本稿が扱う事例とは異なるが、町人の御能拜見の状況が詳細に記されているので引用した。

平九郎は9月朔日、柴崎村を出発した。この出府は多摩川の鮎上納の打ち合せも兼ねており、途中、高井戸宿・布田宿で話し合いを行ない、江戸到着後も鮎上納の手筈の確認をしている。しかし、2日には諸大名が束帯姿で登城する様子を大手門で見物し、さらに、桔梗門のあたりで勅使の登城の様子を拜見していた。<sup>47)</sup>「日記」の記述によれば、この日は公家・諸大名の登城を一目見ようとする群衆で大手門・桔梗門周辺はかなり混雑していたようである。

平九郎の記述によると、江戸城での御能拜見には「名代札」が必要で、平九郎自身は本船町の善吉を通して「名代札」を入手した。札の数は町ごとに決められており、その入手は困難であったことが「日記」から窺える。善吉と平九郎の関係については明確にしえないが、鮎献上や訴願等での出府を通して知りあったものと推測される。御能拜見の順番は町毎に決められており、平九郎は当初、市ヶ谷の町人として朝番で御能を拜見する予定だったが、急遽本船町の町人と

して昼番の二番で拝見することになった。朝五ツ時に自身番屋に集まり、その後、一番は桔梗門外の辻番前、二番は和田倉門外、三番から五番は和田倉門外に詰め、夕七ツ時に朝番の者が大手門から退出するのと入れ替えに城内に入った。桔梗門に日の丸の扇が上るのを契機に町人達は襷掛け姿で城内に駆け込み、大広間前の御石之間に向かった。平九郎はこの様子を「左ながら戦場も斯やと押計られ」と記しており、見物の場所を争う姿が窺われる。見物の様子は「不作法言語道断」という有様ではあったが、咎めをうけることもなく過ぎた。御能の合間には、御座之間へ移動する二條斉信等の公家や大名の姿も拝見することができたようである。この日、御能を拝見して町人には幕府より御神酒と菓子の振る舞いがあったが、平九郎等昼番の者達が江戸城を退出したのは、夜だったため、御神酒と御菓子は、翌日、自身番屋で渡された。御神酒と御菓子の振る舞いは、将軍宣下を将軍と民衆とが共同飲食を通して共に祝うという意味合いを含んでいたと言える。

町入能については久留島浩氏の研究があるが、氏によれば、町入能は古町の町人に限られており、本来的には公儀によって町人と認定された者が、将軍の催す能に招待されるという形をとることが指摘されている。<sup>48)</sup>しかし、この平九郎の「日記」を見る限り、本来、古町の者に限定されるはずの御能拝見が物権化していることが看取できる。平九郎は懇意の町人を通じて、「名代札」を購入し、百姓でありながら町人として登城したのである。毎年、江戸城への鮎献上を行なっているとはいえ、平九郎にとって公家や諸大名の行列を目にし、江戸城内に入れる機会はまたとないものであったであろう。将軍宣下という儀礼空間の中で、民衆をも含みこんで、将軍の永続性が保証されていくかのような状況が創出されたのである。しかし、その内実は、御能拝見そのものが物権化されていることに示されるように、形骸化した儀礼であった。そこでは、百姓である平九郎が町人として能を見物するという身分的空間的位相の混乱が生じていたのである。

### (3) 恩赦

将軍の代替りにともない、幕府は罪人に対する恩赦を行なっている。各将軍の代替りごとのどの程度の恩赦が行なわれてきたのかは明確に示えないが、管見のかぎりでは、家定・家茂の将軍就任時における恩赦の規模については知ることができる。ここでは(独)国立公文書館内閣文庫所蔵の嘉永6年(1853)「御下知書案」をもとに恩赦の状況を述べていきたい。

「御下知書案」によると、家定の将軍宣下を理由に恩赦を受けた数は1088名にのぼる。内訳は表3に示した通りで、「遠島赦免」221名、「追放赦免」543名、「所払赦免」136名、「江戸払赦免」94名、「御仕置赦免」79名、「脱衣追放赦免」5名、「追院赦免」7名、「非人手下赦免」3名となっている。赦免内容では「追放赦免」の者が最も多く全体の約49パーセント、次いで「遠島赦免」が約20パーセントを占める。「追放赦免」と「遠島赦免」の者とで約3分の2以上を占める。

表3 恩赦の状況

身分 赦免内容	幕府役人	百 姓 ( )は村役人の数	町 人 (店借・奉公人を含む)	僧侶・神 主・修験	武家奉公人	無 宿	被差別民	合 計 ( )は 村役人の数
遠 島	0	61	1	0	0	156	3	221
追 放	2	183(8)	2	5	2	338	11	543(8)
所 払	0	130(14)	4	0	0	0	2	136(14)
江 戸 払	0	26(2)	3	0	2	57	6	94(2)
御 仕 置	11	67(2)	1	0	0	0	0	79(2)
脱衣追放	0	0	0	7	0	0	0	5
追 院	0	0	0	3	0	0	0	7
非人手下	0	3	0	0	0	2	0	3
合 計	13	470(26)	11	15	4	557	22	1088(22)

典拠：嘉永6年(1853)「御下知書案」(独)国立公文書館内閣文庫蔵

表4 恩赦を受けた百姓の出生国の分布状況

国名	人 数						
陸奥	11	相模	18	飛騨	11	志摩	16
出羽	1	甲斐	23	越後	22	但馬	5
常陸	24	伊豆	3	越前	12	備中	12
下野	40	信濃	11	近江	3	石見	7
下総	30	駿河	4	摂津	2	肥前	3
上総	20	遠江	5	河内	4	肥後	1
安房	7	三河	5	和泉	10	豊前	1
武蔵	156	美濃	1	伊勢	1	隠岐	1

典拠：嘉永6(1853)「御下知書案」(独)国立公文書館内閣文庫蔵

恩赦を受けた者の身分は幕府役人・百姓・町人・武士・僧侶・被差別民等様々である。幕府役人は普請役の者であるが、便宜上、代官所の下級役人もこの中に含めた。ここで注目されるのは、無宿が全体の約50パーセン

ト、百姓が約43パーセントを占めていることである。つまり、恩赦の主たる対象は無宿と百姓であったとすることができる。また、赦免の対象となった百姓の出身地は武蔵国が最も多く、全体的に見ても関東地域に恩赦が偏っている点も注目される(表4)。

恩赦を受けた1088名の詳細な罪状については「御下知書案」では明らかにしえないが、甲府勤番支配大久保豊後守忠模が嘉永6年(1853)11月に提出した「將軍宣下御祝儀ニ付御赦窺」からその一部を窺うことができる<sup>49)</sup>。これによると、甲斐国で生じた事件に関わる28名の恩赦が申請されている。申請は老中になされ、その結果は勘定所より申し渡された。恩赦申請者28名の内訳は武士3名、甲府町人7名、僧侶・修験5名、百姓8名、無宿1名、被差別民4名であった。これらの者達は文政12年(1829)から嘉永2年(1849)にかけて処罰を受けており、処罰の内容は軽追放・中追放・遠島・重敲・所払となっている。

以下では遠島に処せられた事例をとりあげてみたい。

將軍代替り儀礼の社会的意義  
—第13代將軍徳川家定の代替り儀礼を事例として—

[史料7]<sup>50)</sup>

甲府一蓮寺地内町  
文蔵倅ニ而  
天保十一子年  
一遠嶋  
右之者甲府三日町市之丞宅土蔵ニ而其外之者共手合ニ而賽博奕筒取兩度致、其後甲府柳町幸十郎宅裏土蔵ニ罷在候宇吉方ニ而廻り筒賽博奕致候段不届ニ付遠嶋

欠落致候

平次郎

右の史料によれば、天保11年（1840）平次郎は甲府三日市町・柳町（現山梨県甲府市）で賽博奕を行ない、その現場で捕らえられたようである。遠嶋の理由は、賽博奕を三度行なったことにあった。「御祝儀ニ付御赦伺」によれば、大久保が恩赦を申請した者の多くは、博奕や不正品の売買、金銭のねだり等で処罰された者達であることが指摘できる。近世中期以降、地域社会では博奕の取締りは厳しく行なわれており、風俗統制の一環として進められてきた。博奕で処罰される者の多くは、地域社会から逸脱した無宿であった。代替りにともない恩赦の対象となった無宿の多くも、平次郎のようなケースであったと推測される。取締りの対象である者たちを敢えて恩赦の対象とすることで、逆に博奕が取締りの対象であることを広く認識させる効果も含まれていたと推測される。<sup>51)</sup>

また、恩赦の対象者の90パーセントが無宿・百姓であったことは、恩赦自体に「人返し」の意味が含まれていたとも考えられる。藤木久志氏は、近世初頭において領主の代替りの際に建てられる還住の高札が全国の逃亡者にとっては恩赦であり、「世直」として受けとめられていたことを指摘している。<sup>52)</sup>

將軍の代替り儀礼の過程で行なわれた扇子の献上・御能拝見・恩赦は、儀礼の周辺に位置する民衆に將軍の存在を意識させるには十分なものであった。そして、儀礼を通じて表現される將軍の権威は、鈴木平九郎が町人を装って御能拝見をしたことに示されるように、民衆を魅了するものであったといえる。そこには、代替りを祝う幕府と民衆の一体化が演出されていたのである。將軍自らの自然的身体に基礎を置き、江戸城から外部へと儀礼を通して、秩序が整えられ、その象徴性（＝「政治的身体」）によって民衆統治がはかられた。儀礼空間のもっとも周辺に位置する無宿への恩赦がまさにそれを示していると言えよう。しかし、当該期の関東農村では社会関係の矛盾が多くの無宿を生み出していた。そして、その一方で社会変容による様々な問題に対応できる地域「自治」が形成されつつあった。將軍の代替りが創り出す「徳川の平和」というイメージと地域社会の現実は乖離していたのである。つまり、恩赦とは、藤木氏が指摘しているような近世初頭の状況とは異なり、形骸化されたものであり、多数の無宿と博奕打の放免は地域社会の矛盾をさらに拡大させるだけだったのである。

## おわりに

将軍の代替り儀礼は前将軍の葬送・御代替御礼・将軍宣下という一連の儀礼によって構成される。本稿では代替り儀礼を民衆の動向までを含みこむことにより、その社会的意義についての考察を試みた。最初に御代替り御礼および将軍宣下の過程の概要、次に代替り御礼にともなう伺書をいくつか取り上げた。儀礼は江戸城という空間において、将軍・勅使（天皇）・諸大名を中心に展開され、将軍が持つ主従制的支配と統治権的支配の両者の統合を表象するものであった。その実態は非常に形骸化が進んだものではあったが、儀式的中心に将軍との御目見を置くことで正当化がはかられていた。つまり、本来、主従制的支配と統治権的支配は別個のものであり、将軍の「自然的身体」こそが両者を統一するものであったのである。これに対して、将軍の死とは、江戸幕府を支える主従制的支配と統治権的支配の「危機」であり、幕府は儀礼を通じて将軍の「政治的身体」を演出し、「自然的身体」消滅の隠蔽をはかった。そこで必要とされたのが、身分的、空間的位相を踏まえた儀礼的空間だったのである。本稿では、最後に儀礼における民衆の動向に着目し、扇子献上・御能拝見・恩赦を取り上げた。御能拝見のために村から江戸へ出てきた平九郎の状況に示されるように、百姓と町人との身分的混乱が御能拝見の物権化という形で如実に顕在化していた。そこには、将軍が民衆に能を見せるという本来の意味を越えて、民衆自身が主体として能見物に参列するという状況が現出していたのである。また、代替りにともなう恩赦は、将軍の対極に位置する無宿者を敢えて赦すことにより民衆に恩恵を施すという逆説的な意味を持っていたのであるが、実際には地域社会の矛盾を拡大したに過ぎなかった。商品経済の発展がもたらした社会関係の変容は儀礼参加の物権化を促したと同時に、自律的な地域社会も創出した。その結果、儀礼が創出する「徳川の平和」と地域社会の実態には乖離が生じ、儀礼構造全体をも変容させたのである。本稿では代替り儀礼の社会的意義を民衆の動向まで取り込んで考察することを試みたが残された課題も多い。個々の儀式的詳細な分析および時代的变化については今後の課題としたい。

## 〔註〕

- 1) 二木謙一「江戸幕府正月参賀儀礼の成立」(林陸郎先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』雄山閣、1986年)、同「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」(『日本歴史』第262号、1986年)、同「江戸幕府将軍拝謁儀礼と大名の座次」(『日本歴史』第648号、2002年)。
- 2) 大友一雄「近世武家社会の年中儀礼と人生儀礼」(『日本歴史』第630号、2000年)。
- 3) 大友一雄「献上役負担と運動の論理—遠州豊田郡只来・山東村の勝栗献上を事例に—」(『国史学』第132号、1987年)、井上攻「増上寺領村々の由緒と諸役免除闘争」(『日本史研究』324、1989年)。
- 4) 吉田昌彦『幕末における「王」と「覇者」』(ペリかん社、1997年)。
- 5) 渡辺浩『東アジアの王権と思想』(東京大学出版会、1997年)。
- 6) 将軍の「自然的身体」・「政治的身体」については、カントーロヴィチ『王の二つの身体』(平凡社、

将軍代替り儀礼の社会的意義  
—第13代将軍徳川家定の代替り儀礼を事例として—

- 1992年)、二宮宏之「王の儀礼—フランス絶対王政—」(『シリーズ世界史への問い7 権威と権力』岩波書店、1990年)に依拠している。カントーロヴィチの王権論は王権のイメージの構造的変遷を16世紀イングランドの事例に考察したものである。王は自然的身体(可死的身体)と政治的身体(この身体は主として王の職務や統治権から成る)の二つを持ち、二つの身体は不可分の関係にあった。この理解は、広く王権の比較文化的研究において有効な分析の枠組みと認識されており、日本史の分野では近年天皇権威、代替わりを扱ったものにこの視点を生かした研究が見られる。例えば、細野善彦『異形の王権』(平凡社、1993年)など。
- 7)・8) 「柳営日次記」((独) 国立公文書館内閣文庫蔵) 嘉永6年(1853) 7月22日条。
  - 9) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第16巻(塙書房、2001年) 289頁。
  - 10) 中川学「江戸幕府「鳴物停止令」の展開とその特質—近世前中期における江戸町触を中心に—」(『歴史』97、1997年)。
  - 11) 註9) に同じ。
  - 12) 註7) 7月23日条。
  - 13) 註7) 7月25日条。
  - 14) 註7) 8月朔日条。
  - 15) 註1) に同じ。
  - 16) 註7) 8月3日条。なお、香典規定は時期によって若干の差異がある。
  - 17)・18) 註7) 8月4日条。
  - 19) 註7) 9月12日条。
  - 20) 代替り御礼の過程については「柳営日次記」((独) 国立公文書館内閣文庫蔵)に基づいて記述した。
  - 21) 将軍宣下については「柳営日次記」((独) 国立公文書館内閣文庫蔵)、徳川黎明会編『徳川礼典録』中巻(原書房、1982年) 255~270頁、市岡正一『徳川盛世録』(平凡社、1992年) 48~72頁をもとに記述した。
  - 22) 深井雅海『江戸城をよむ』(原書房、1997年)。
  - 23) 註4) に同じ。
  - 24) 「御代替諸御用留」((独) 国立公文書館内閣文庫蔵)。
  - 25) はなは御小納戸菅谷政徳の娘で、米姫・暉姫の生母である(斉木一馬他校訂『徳川諸家系譜』第二、統群書類従完成会、1992年)。
  - 26) 註22) に同じ。
  - 27) ~29) 註24) に同じ。
  - 30)・31) 『古事類苑』服飾部(吉川弘文館、1998年) 1455頁。
  - 32) 註24) に同じ。
  - 33) 註2) に同じ。
  - 34)・35) 註24) に同じ。
  - 36) 註9) 289頁。
  - 37) 註9) 291頁。
  - 38) 註9) 296頁。
  - 39) 玉井哲雄『江戸—失われた都市空間を読む』(平凡社イメージ・リーディング叢書、1978年)。
  - 40)・41) 註9) 297頁。
  - 42) 註9) 308頁。
  - 43)・44) 註9) 309頁。
  - 45) 吉田伸之「役と町」(『歴史学研究』471、1979年)。
  - 46)・47) 水野祐監修『公私日記』(立川市教育委員会、1972年)。
  - 48) 久留島浩「近世における祭りの周辺」(『歴史評論』439、1986年)。
  - 49)・50) 「将軍宣下御祝儀ニ付御赦覧」(国立公文書館内閣文庫蔵)。

- 51) 吉岡孝「関東取締出役成立についての再検討」(『日本歴史』631、2000年)。氏は寛政改革期における儉約令が將軍を頂点として百姓にまで徹底させることを目的としていることを指摘した。この指摘を恩赦の事例とあわせて考えると、農民層に対する政策において將軍の身体性が持っていた規定性が重要であることが理解されよう。
- 52) 藤木久志『村と領主の戦国社会』(東京大学出版会、1997年)。